

長 建 協 発 第 8 9 号
平成 2 3 年 5 月 2 6 日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

福島県内の災害廃棄物を取り扱う業務に係る措置について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、東日本大震災により発生した福島第一原子力発電所の事故に関し、福島県内の災害廃棄物の取扱いについて、平成 2 3 年 5 月 2 日に別添 1 のとおり厚生労働省、経済産業省、環境省の 3 省連名の文書が示されたことを踏まえて、標記について、全建を通じ厚生労働省労働基準局安全衛生部長より別添 2 のとおり通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。